

橋本市上下水道事業管理告示 第 16 号

橋本市下水道排水設備指定工事店条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 8 条の規定により、下記下水道排水設備指定工事店から下水道排水設備指定工事店廃止届が提出されたことにより、当該下水道排水設備指定工事店の指定を廃止したので、同条例第 1 6 条第 2 号の規定に準じて下記のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 23 日

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1. 事 項 橋本市下水道排水設備指定工事店の指定の廃止
- 2. 廃止年月日 令和 8 年 7 月 21 日
- 3. 指定工事店の名称及び所在地

指定番号	指定工事店名	代表者名	所在地
第 108 号	株式会社 ダイケン	大西 光	橋本市隅田町中下 77・6